

令和3年 第1回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和3年3月1日(月)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時30分 閉会宣言14時20分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。無し

6. 遅刻者は次のとおりです。無し

7. 早退者は次のとおりです。無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	三浦厚
生涯学習課主幹	小林正明	学校教育総括主査	土井泰宣

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第1号	北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱
議案第2号	第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について
議案第3号	令和3年度清里町教育委員会に関する予算の要求について
議案第4号	清里町教育推進計画(令和3年度～令和7年度)について
議案第5号	第9次清里町社会教育中期計画(令和3年度～令和7年度)について

10. 議事の経過
別紙

第1回清里町教育委員会 議事録

令和3年3月1日(月)

議長	<p>ただいまから、令和3年第1回清里町教育委員会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則第6条により本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第24条第2項の規定により、居城委員と宇都宮委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第1号「北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、清里高等学校の安定的な間口確保と魅力ある学校づくりを実施するための内容を規定しており、概ね3年を目途に見直しを行っているところです。</p> <p>今回の改正は、要綱の見直しに目途がたったものの、生徒及び保護者に対する説明の期間を設けるために、現行の要綱を令和3年度も適用することに伴う改正でございます。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第3条につきまして、第1項「令和2年度」を「令和3年度」に改めるものです。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和3年4月1日とするものです。</p> <p>また、令和3年3月31日までの事業については、なお従前の例によるものです。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。。</p> <p>以上、文化賞候補1名について、10月29日に開催されました社会教育委員会議におきまして答申がなされておりますので、受賞決定について宜しくお取り計らい願います。</p> <p>以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第1号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第3 議案第2号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第2号「第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命」について提案理由の説明を致します。 児童生徒が使用しております教科書は、法の定めにより、4年ごとに見直しを行い、毎年決定することとなっております。 見直しや決定の作業は、オホーツク管内の区域を第9地区と定め、委員については、管内各市町村教育委員会が任命する代表者で構成することとなっていることから、本町におきましては、慣例により、教育長の職にある岸本教育長の任命について、提案するものであります。 任命期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。 以上で、提案理由の説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第2号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第2号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について は、原案どおり決定されました。

議 長	日程第4 議案第3号 令和3年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第3号「令和3年度清里町教育委員会に関する予算の要求について」説明を致します。 次のページをご覧ください、主な事業について、各グループリーダーより説明させていただきます。
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第3号 令和3年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第3号 令和3年度清里町教育委員会に関する予算の要求について は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第5 議案第4号 教育推進計画の策定について (令和3年度～令和7年度) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第4号「教育推進計画の策定について (令和3年度～令和7年度)」提案理由の説明をいたします。 本計画は、教育基本法に基づき定めるもので、これまでの計画が令和2年度で終了することから、新たに令和3年度から令和7年度までを計画期間として定めるものです。 計画は、小中学校長、小中学校PTA会長、社会教育委員、スポーツ推進委員合計8名で編成された清里町教育推進計画策定委員会に対して諮問し、12月に答申を受け、1月にパブリックコメントを実施したものを基本として、事務局において文言の整理を行っております。 なお、パブリックコメントについては1件のご意見がありました。 では、概要版にてご説明しますので議案の__ページをお開きください。 本計画を策定するにあたっては、日本を取り巻く教育課題や国が目指す方向性としてのSDGsや新学習指導要領、Society5.0社会への対応、GIGAスクール構想の実現、人口減少時代の新しい地域づくりなどと、町

が抱える教育課題としての「幼児教育保育から小学校への円滑な引継ぎ」「課題を抱えた子どもに対応するしくみの充実」「地域コミュニティ活動の停滞」「家庭教育」などを確認し、そこから基本目標を「未来を切り拓く力を育み、持続可能なふるさとを創造する学びの推進」と設定いたしました。

また、本町の優れたところや課題と思われること、町民気質や児童生徒の実態を議論する中、6つの推進目標を設定いたしました。

具体的な内容につきましては、8つの分野に分け、基本施策の具現化に向けた主な取組を示しております。

それでは次に、事前に送付させていただきました別冊の「清里町教育推進計画」により、具体的な内容をご説明いたします。

3ページをご覧ください。ここでは、計画の方向性と目標を定めております。

多岐にわたる策定委員会の議論の中で、本町が近年抱える課題を四角で囲んでいる4点挙げております。

学校教育においては近年増加傾向にある支援の必要な子どもが適切な指導を受けることができるよう、保育所幼稚園から小学校に入学する時点までの保護者に対する適切な支援や、課題を抱える児童生徒を支援するためのしくみづくりなどが課題となっております。

また、社会教育については、地域コミュニティ活動の停滞や、家庭教育に対する支援が課題として挙げられています。

4ページにつきましては、先ほどご説明いたしました基本目標と推進目標です。

失敗を恐れずに挑戦し、困難に遭遇してもしなやかに柔軟性をもって対応できる人材を育成すること、そして多様な価値観を認め合い、町への愛着を持ちながら協働のまちづくりを推進していくことのできる人材を育成することにより、清里町の未来を切り拓いていくことができる、という意味が込められています。

次に、具体的な取組についてご説明いたします。第3章第1節は幼児教育の分野です。

子どもが減少していますが、支援の必要な子どもは逆に増加傾向にあります。既存の保育所と幼稚園に対する支援を継続していくとともに、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた「認定こども園」の設立に向けて準備を進めてまいります。

また、保育所、幼稚園から小学校入学時のスムーズな移行について協議を進めてまいります。

次に、7ページの第2節、未来を切り拓く力の育成については、学校教育における基本的な取組について記載しております。

学力、心、体の育成と特別支援教育に分けて記載しておりますが、ここでは、これまでの取組に加え、不登校などの課題を抱えた児童生徒へ

の支援方策について、より効果的なくみを検討してまいります。さらに、幼児教育と重複する部分もありますが、就学に不安を抱える保護者に対する支援として、就学時検診時における相談窓口の開設や、支援の必要な児童生徒に対しても指導相談体制について充実強化を図ってまいります。

次に、10ページの社会の変化に対応した教育の推進につきましては、学校教育における現代的課題に対する取り組みをまとめております。

ICT教育については、GIGAスクール構想を着実に推進してまいります。また、キャリア教育は、「キャリアパスポート」という子どもの成長や学習状況を記録したノートを、小中高校と引継ぎ、系統的な指導を行ってまいります。

学校間連携につきましては、今後幼児教育から高校までを見通した連携を模索するとともに、特に小中一貫教育につきましては、スムーズな導入に向けて着実に推進してまいります。

次に、12ページのふるさとに根差し、グローバルな人材を育成する教育の推進につきましては、ふるさと・地域にしっかりと軸足を置きながらもグローバルな視野を持った人材の育成を目指しております。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手の配置や海外派遣研修事業のさらなる充実を目指してまいります。

故郷に根差した教育活動につきましては、副読本を活用した小学校での取り組み、総合的な学習の時間における中学校での取り組みを支援するとともに、コミュニティ・スクール活動の充実を図ってまいります。

地域に根差した清里高校の支援につきましては、総合支援対策事業を着実に実施するとともに、町立学校との連携も今まで以上に充実させてまいります。

次に、15ページからは社会教育分野になります。

第5節、多様性を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実につきましては、幼少年から高齢者までの学習活動について記載しております。

幼少年教育につきましては、これまで実施してきました各種体験活動をブラッシュアップするとともに、一部の事業について、対象を幼児まで引き下げることを検討いたします。

成人から高齢期にかけての学習活動については、各種人材育成やまちづくりを考える講座を開設するとともに、新たな学習手法としてICT機器の活用を検討してまいります。

家庭教育と子育て支援につきましては、これまで実施してきました子育て講座を、保護者同士の仲間づくりや保護者と子育ての先輩の交流機会の提供といったスタイルに改めることを検討いたします。

また、学童保育については、引き続き実施してまいります。職員

資質の向上と保育プログラムの充実に努めてまいります。

次に、17ページの第6節、誰もが健やかで、豊かな生涯を育むスポーツの推進についてですが、この分野は基本施策を、健康づくり、スポーツ活動の普及、団体活動に分類しております。

健康づくりについては、これまで実施してきました各種講座の内容を見直し、新規参加者を増やし、より効果的なプログラムとなるよう保健福祉部局とも連携を図ってまいります。

スポーツに親しむ機会の充実については、各種教室や大会を実施するとともに、障がい者スポーツの理解と普及について取り組んでまいります。

団体活動については、組織の担い手や技術の指導者を育成してまいります。

次に、19ページの第7節、郷土愛を育み、生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の推進ですが、これまで実施してきました鑑賞機会や発表機会の提供を継続してまいります。しかし、文化団体の活動が停滞気味にあることや、町民文化祭についても参加者、観客ともに減少していることから、文化連盟と協議を行い、見直しを図ってまいります。

また、郷土愛を育む学習の推進につきましては、郷土資料館を中として、資料の整理や新たな学習活動の展開、郷土芸能の普及といった事項を重点に進めてまいります。

次に21ページの第8節、知識・創造力・感性を豊かにする読書活動の推進についてですが、読書活動は主に図書館を中心に展開されていますが、家庭での読書、学校での読書活動など、多様な活動を推進していく必要があります。

図書館事業につきましては、現在図書館まつりや古本市、読み聞かせ会や子ども読書の日のイベントなどを行っているところですが、読書活動の普及啓発につながるよう、内容の見直しを行ってまいります。

読書環境の整備につきましては、個人の読書履歴を記録する読書通帳や、オーディオブックといったものの導入を検討するほか、レファレンスサービスやリクエストサービスの向上にも努めてまいります。

学校との連携は、これまで実施してきました配本や図書館司書の小中学校への派遣のほか、家庭での読書を普及させるための方策を検討してまいります。

最後に、23ページの第9章、学びを促す快適な学習環境の整備につきましては、5項目から構成されております。はじめに専門的な職員の配置につきましては、学校と教育委員会事務局に、教育支援専門員、特別支援教育支援員などをしっかりと配置するとともに、外国人英語指導助手や図書館司書などを学校に派遣することにより、学習活動の質を高めてまいります。

	<p>学校教育施設等につきましては、現在行われております小学校の大規模改修に引き続き、学校給食センターの整備、教職員住宅の計画的な整備などを進めてまいります。</p> <p>社会教育分野の学習環境については、建設後20年以上を過ぎている生涯学習総合センターをはじめ、トレセン、武道館など、どの施設も老朽化しておりますので、計画的な修繕を行ってまいります。</p> <p>さらに、一部施設については、施設のあり方についても検討を進めてまいります。</p> <p>次に、各種委員活動につきましては、教育委員会、学校運営協議会、社会教育委員やスポーツ推進委員委員などの活動の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>最後に、学習情報の収集と発信でございますが、教育委員会事務局といたしましては、月1回の広報、チラシ、ホームページ、お知らせメールやフェイスブックなどを活用して情報の提供に努めてまいりましたが、策定委員からは、それでも住民に伝わっていないという意見もございました。考えられる媒体は活用しているつもりではございますが、発信内容方法について、一層の検討を行ってまいります。</p> <p>以上が新たな教育推進計画の案でございます。</p> <p>今後は、文言の再確認などの作業を行い、3月末までに製本してまいります。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第4号 教育推進計画の策定について（令和3年度～令和7年度）を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号 教育推進計画の策定について（令和3年度～令和7年度）は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第5号 第9次清里町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第5号「第9次清里町社会教育中期計画の策定について」提案理由の説明をいたします。</p>

本計画は、先ほど提案いたしました教育推進計画を基本として、社会教育分野におけるより具体的な計画を示すものです。

内容につきましては、担当主幹よりご説明申し上げます。

「第9次社会教育中期計画」についてご説明いたします。

社会教育中期計画の概要版ならびに別冊の計画書本編、2つの資料でご説明をさせていただきます。

第9次社会教育中期計画につきましては、計画期間を令和3年度から令和7年度までとしております。また、策定にあたっては、社会教育委員とスポーツ推進委員、一般公募による委員32名による策定委員会を設置し、策定に向けた審議が進められ、1月に策定委員会より答申を受け、同月パブリックコメントを経て計画原案が作成されたところでございます。

本計画の策定にあたっては、第8次計画の反省評価を踏まえ、清里町の社会教育の現状や今後あるべき姿などの視点で協議が行われており、

- ・住民相互のつながりの希薄化
- ・学びや活動に対する主体性の低下
- ・健康づくりへの意識向上
- ・郷土への愛着心
- ・人材育成や団体活動の停滞

など様々な課題や現状が確認されているところであります。

こうした現状を踏まえ、計画の基本目標を「ともに学び・育ち・自ら生き方をつむぐ」と定め、町民相互の主体的な学びや活動を通じたつながりづくりの形成、更には地域課題を共有し持続可能な地域づくりを目指し、「ひとづくり・まちづくり・つながりづくり」を社会教育の面からアプローチをしてまいります。

また、こうした基本コンセプトのもと 学び・スポーツ・文化・読書・学習環境の5つの領域においてそれぞれ、推進目標を設定し取組を示しております。

それでは次に、別冊の「第9次社会教育中期計画」により具体的な内容をご説明いたします。

5ページ目をご覧ください。

ここでは、先ほどご説明した基本目標、そして5つの領域ごとの推進目標を設定しております。

6ページ目をご覧ください。

ここでは、5つの領域ごとの基本施策の項目を示しております。

次に具体的な取組について主な内容をご説明いたします。

7 ページ目の社会教育（学び）の分野では各種体験活動や学習活動についての取り組みについて記載しております。

主体的な学びやつながりづくりを目指し、各種体験活動事業においては、現在実施している事業清里子ども塾事業において、幼児とその保護者を対象とした事業を新たに実施するなど内容の充実に努めてまいります。また、令和5年度より中高校生を対象とした海外派遣研修事業を実施し、ニュージーランド・モトエカ町との交流学习の内容を充実し、国際理解教育の推進を図ります。

1 1 ページ目をご覧ください

社会体育（スポーツ）の分野では、運動を通じた健康づくりの推進、多様なスポーツに親しむ機会の提供を行ってまいります。

近年の健康づくりへの意識の高まりから、現在行っている各種健康づくり講座を継続開催し、町民の健康づくりの推進に努めます。また、各種スポーツ団体との連携を深めスポーツ大会や教室を開催し、町民がより気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。

1 4 ページ目をご覧ください。

文化の分野では、文化を通じたひとづくりや仲間づくりの推進や郷土愛を育む学習活動を推進してまいります。

若い世代への町の歴史や郷土芸能・文化を継承するため、郷土資料館を活用した学習機会や「竜神太鼓」や「じゃがいも踊り」などの郷土芸能を体験する機会の提供に努めてまいります。また、町民文化祭においては、近年、文化団体会員の減少・高齢化などから従来の形での実施が困難なことから、文化連盟等と連携し町民文化祭の内容見直しを行ってまいります。

1 7 ページ目をご覧ください。

学習の基本である読書活動につきましては、各種図書館イベントを継続して取組み図書館利用の促進と読書意欲の喚起を図ってまいります。また、子どもの読書習慣においては、日常生活を通じて形成されることから、保護者への啓発活動に取り組み、家庭での読書活動の推進に努めてまいります。

1 9 ページ目をご覧ください。

学習環境の分野では、社会教育施設の計画的な維持管理と利用促進、学習情報の効果的な発信、社会教育推進体制の整備に取り組んでまいります。

社会教育施設については、建設から20年以上経過している生涯学習総合センターをはじめ、トレセン・武道館などの施設も老朽化しているため、計画的な修繕を行ってまいります。また、今後の適正な維持管理や施設整備を行っていくため社会教育施設の個別施設計画を策定すると

	<p>ともに、既存施設のあり方を検討してまいります。 また、多様な学習ニーズに対応やサービスの充実を図るため、専門職員の配置検討や外部委託などの手法検討を進めてまいります。</p> <p>22ページをご覧ください。 計画の推進についてでございます。この計画の最中、新規事業を立ち上げる際には、既存事業の見直しや廃止を行うこと、また、町民の皆さんの主体性を育むことに考慮すること、住民のコミュニティづくりについて配慮すること。これらについて答申に盛り込まれており、計画に反映しているところでございます。 また、計画にお具体的推進につきましては、社会教育委員・スポーツ推進委員の中で議論を深めながら、また、計画の進捗については確認作業を行っていくこととなっております。</p> <p>以上が第9次社会教育中期計画の原案でございます。（説明を終わります）</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第5号 第9次清里町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。 議案第5号 第9次清里町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の委員会を閉会いたします。</p>

上記の議事録は、総括主査 土井泰宣 が記したものであるが、その内容が正当であることを証し、ここに署名する。

令和3年3月1日

清里町教育委員会教育長

清里町教育委員

清里町教育委員
